

第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－基本構想中間見直し方針

1. 中間見直しの趣旨

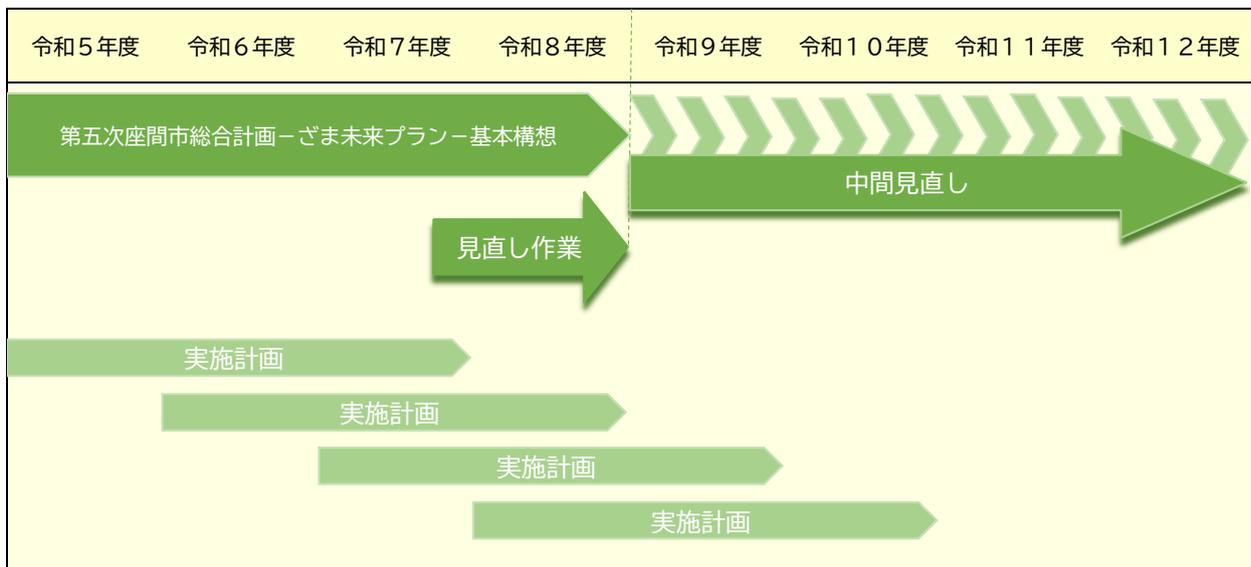
総合計画は、長期的な展望に立って本市の目指すまちの姿を定め、その実現に向けて総合的かつ計画的な行政経営を行うための指針とするものです。

本市では、令和5年度から令和12年度を計画期間とする第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－(以下、ざま未来プランという。)を策定し、目指すまちの姿を「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」と定め、計画の実現に向けた施策を推進しています。

令和7年度に実施した、まちづくりのための市民アンケートの結果や、ざま未来プラン策定以降、毎年度実施している市民の意識、活動等に関する調査の数値、まちづくり指標の最新値といった進行状況から考察すると、市民満足度が十分に向上しているとは言えない状況であるため、令和12年度に向けて更に高めていく必要があると捉えました。

併せて、物価高による市民生活への影響に加え、デジタル技術の進展による行政サービスの在り方や地域活動の変化など、地域を取り巻く環境が大きく変化していること。また、国においては新たな地方創生の取組が進められるなど、自治体に求められる役割や対応も変化しています。

これらを踏まえ、現行の基本構想が変化する課題に対応できているか、今後対応が可能か検証する必要があると判断したことから、ざま未来プラン基本構想の中間見直しを実施します。



2. 見直し基本方針

(1)基本構想の体系と見直しの範囲

- ・目指すまちの姿（基本構想第6章）

ごま未来プランの終期である令和12年度に向けて、目指すまちの姿「ひと・まちが輝き未来へつなぐ」及び実現に向けた基本姿勢は継続します。

- ・まちづくりの方向性（基本構想第7章）

輝く未来戦略

多面的、複合的な地域課題に対して経営資源を優先的に配分した分野横断的な取組としての位置づけは継続します。また、具体的な対象事業は毎年度の実施計画で掲げます。

分野別政策・施策

政策…目指すまちの姿を実現するために定めた7の政策は、原則として継続します。

施策…政策を実現するために定めた32の施策は、中間見直しの趣旨を踏まえながら見直しの対象とします。また、各施策に設定している施策の方向性やまちづくり指標も同様に見直しの対象とします。

(2)見直しの視点

1. 社会情勢・市民ニーズの変化への対応
2. 計画の進捗状況の検証及び評価
3. 計画の実行性の確保及び向上

3. 見直しの進め方

(1) 市議会

座間市総合計画策定条例第4条では基本構想の変更を行うときは、市議会の議決を経るものと規定していますので、見直し案を議案として市議会に提出します。

なお、議案提出のみならず必要に応じて情報提供を行います。

(2) 総合計画審議会

総合計画審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の中間見直し案を調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものです。

委員には、学識経験者や関係行政機関の職員などを委嘱し、審議を行うこととします。

(3) 庁内検討組織

中間見直しに当たっては、政策会議で中間見直し案を決定することとし、その下部組織として必要な事項を調査・研究する体制を構築します。

4. スケジュール

年月		市民など	庁内	議会	
令和7年度	12月			・中間見直し着手の報告	
	1月				
	2月		・方針決定		
	3月		・見直し案協議 (政策会議・庁内検討委員会)		
令和8年度	4月		↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓		
	5月				
	6月	・審議会			
	7月				
	8月			・パブコメ	
	9月				
	10月			・政策会議 (見直し最終案)	
	11月				・提案
	12月				・審議
	1月				
	2月	・公表 (広報・HP)			
	3月				

なおスケジュールは現段階の想定であり、今後変更する可能性があります。